

琵琶湖海区漁場計画の素案に関する意見の募集について

令和 5 年 8 月末までに本県の全ての漁業権の存続期間が満了することから、漁業権の一斉切替えを予定しています。海面漁業権の一斉切替えに必要となる漁場計画の案の作成に当たり、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 1 項の規定により、琵琶湖海区漁場計画の素案に関して当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人からの意見を募集します。

◆公表する資料

- ・琵琶湖海区漁場計画（素案）の概要（PDF： KB）
- ・琵琶湖海区漁協計画（素案）（PDF： KB）
- ・漁業権位置図（PDF： KB）

◆利害関係人の想定と意見提出時の注意点

利害関係人とは、水産庁通知（新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールについて（令和 3 年 9 月 7 日付け 3 水管第 1529 号））に基づき、下記の方を想定しています。また、意見提出時には下記注意点を参考に具体的に記入してください。

利害関係人の想定	意見提出時の注意点
漁業を営む者	いつ、どこで、どのような漁業を営んでおり、漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのかを具体的に記入してください。
漁業を営もうとする者	いつ、どこで、どのような漁業を営むことを計画しているのか、漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのかを具体的に記入してください。
漁業協同組合	関係する漁業者の意見のとりまとめとして、総会、総代会、総会の部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関の決定を経たものであることが分かる資料を添付してください。 漁業権の設定に伴い、どの組合員のどの漁業が、どのように影響を受けるのか、具体的に記入してください。
船舶の運航者等	漁業権の漁場の区域又はその周辺において、船舶を航行し、停泊又は係留している事実が分かるように記入してください。 漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に記入してください。
法律により土地を収用し又は使用することが出来る事業を行う者	土地収用等ができる根拠法や、当該事業が当該法に基づく認定の対象になっていることが分かる資料を添付してください。
水面の利用・開発をする事業者（過去に漁業権の放棄を伴う漁業補償を行った事業者を含む）	漁業権の設定に伴い、事業者が実施する事業にどのような影響を受けるのか、具体的に記入してください。 過去に漁業補償を行っている場合、その内容はどのようなものであるかが分かるよう記入してください。 漁業権の設定が、過去の漁業補償とどのように関係するか、具体的に記入してください。
その他	上記以外でどのような利害関係を持つのか具体的に記入してください。 漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に記入してください。

◆参考資料

- ・ 現行の共同漁業権の免許状況（免許漁業漁場一覧 琵琶湖海区の部）（PDF： KB）
- ・ 現行の区画漁業権の免許状況（免許漁業漁場一覧 琵琶湖海区の部）（PDF： KB）

◆関係法令等

- ・ 漁業法（抜粋）、漁業法施行規則（抜粋）（PDF： KB）
- ・ 水産庁長官通知「海区漁場計画の作成等について」（令和4年4月14日付け4水管第57号）
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/20220414.html>
- ・ 海面利用制度等に関するガイドライン（水産庁ホームページ）
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-7.pdf>
- ・ 新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールについて（令和3年9月7日付け3水管第1529号）
https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/attach/pdf/gyogyouken_jouhou3-205.pdf

◆公表の方法

このホームページのほか、以下の場所でご覧いただけます。

- ・ 滋賀県農政水産部水産課（県庁本館4階）
- ・ 県民情報室（県庁新館2階）

◆募集の期間

令和4年12月9日（金曜日）から令和5年1月9日（月曜日）まで

◆御意見の提出方法および提出先

- ・ 記入様式をダウンロードし、郵便、FAX、電子メールのいずれかで送付してください。
- ・ 電子メールの場合は、ファイルを添付いただくか、提出様式内の①から⑥をメール文に入力いただき送信してください。

- ・ 琵琶湖海区漁場計画の素案に関する意見提出様式（ワード： KB）
- ・ 琵琶湖海区漁場計画の素案に関する意見提出様式（PDF： KB）

【提出先】

〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1 滋賀県農政水産部水産課漁政係

FAX：077-528-4885・電子メール：gf00@pref.shiga.lg.jp

記載例

(別紙 提出様式)

琵琶湖海区漁場計画の素案に関する意見

令和4年12月25日

滋賀県農政水産部水産課 漁政係 宛て

【提出者】

①住所	〒520-8577 大津市京町4丁目1-1
②氏名 ※法人の場合は名称と代表者名	滋賀 鮎太
③電話番号	077-000-0000
④電子メールアドレス	Shiga-ayu@000.jp
⑤利害関係の疎明 ※当該事案について利害関係を記入してください。	※1ページに記載している「利害関係人の想定と意見提出時の注意点」を確認して具体的に記載してください。 ● 〇〇漁業協同組合に所属する漁業者である。 ● 計共第〇〇号第2種共同漁業権が設定されている区域において、例年5月から8月までかご漁業を営んでおり、約60日間の操業で75万円の水揚げを行っている。 ● 今回の漁場計画において漁業権が設定されることで、操業場所を変更せざるを得なくなる恐れがある。

意見公募のあった琵琶湖海区漁場計画の素案について、下記のとおり意見を提出します。

【⑥意見の内容】

※別紙で提出される場合は、別紙に提出者名を記入してください。

※郵便、FAX、電子メールのいずれかで送付してください。
※電子メールの場合は、ファイルを添付いただくか、上記①から⑥をメール文に入力いただき送信してください。
〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1 滋賀県水産課漁政係
FAX：077-528-4885・電子メール：gf00@pref.shiga.lg.jp

3水管第1529号
令和3年9月7日

都道府県水産主務部長 殿

水産庁資源管理部管理調整課長
増殖推進部栽培養殖課長

新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールについて

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）が令和2年12月1日に施行され、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）が改正された。

改正後の法では、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、円滑な規模拡大や新規参入による生産性の向上や漁場の有効活用が図られるよう規定が整備された。

今般、これらの趣旨及び規模拡大や新規参入に関するニーズを踏まえ、5年に一度の海区漁場計画作成の時期によらずとも、新たな漁業権（定置漁業権、区画漁業権）を免許する手続が円滑に行われるよう、その想定される手順及びスケジュールを別添のとおりとりまとめたので通知する。

新たな漁業権の設定を希望する者は、漁業協同組合の組合員を含め、都道府県に対して直接、漁業権に関する相談を行う場合があるが、これらの新たな漁業権に関する相談に対し、海面利用制度等に関するガイドライン（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知）に基づき、客観性・公平性・透明性に留意しつつ、関係する漁業者、漁業協同組合、関係機関等との議論を促進するなどし、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないようにしながら、誠実、かつ責任をもって対応されるよう配慮願いたい。

利害関係人について

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第64条第1項の規定における「利害関係人」について、法第64条第1項の利害関係人として意見を述べようとする際は、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない（漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第22条第2項）。

利害関係人として想定される以下の表の左欄の者について、利害関係の有無を判断するに際しては、以下の表のそれぞれ対応する右欄に掲げる事項を確認することが適当と考えられる。なお、これらは例示であり、利害関係を有する者であるかについては、実際には個別具体的に判断されるべきものである。

利害関係人との調整に当たっては、利害関係人の主張を聴き取り以下の表の右欄に掲げる事項を確認した上で、都道府県として、当該主張についての合理性・妥当性を適切に判断されたい。例えば、近接する漁場に漁業権が免許されている場合であっても、地理的關係及び対象魚種の回遊の關係等から新規漁業権の設定が何らかの影響を与えるものではない場合には、当該主張に合理性・妥当性があるとは考えられない。以上の判断を踏まえ、その結果としてどのように漁場の有効活用を図るのかなど解決策を具体的に説明することにより、利害関係人の理解を得ながら、然るべき期間内に調整を図るように対応されたい。

利害関係人	利害関係の有無の判断に際して確認すべき点
漁業を営む者	<ul style="list-style-type: none"> いつ、どこで、どのような漁業を営んでいるか。（資源管理の状況等の報告や、過去の漁場の活用状況（海面利用制度等に関するガイドラインの別紙1～3のチェックシートを用いた判断）を参考とすること。他都道府県で漁業を営んでいる場合には、当該都道府県にも照会すること。） 漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。
漁業を営もうとする者	<ul style="list-style-type: none"> いつ、どこで、どのような漁業を営むことを計画しているか。また、その準備状況はどうか。 漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。
漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 関係する漁業者の意見のとりまとめとして、総会、総代会、総会の部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関の決定を経たものであるか。（関連する資料を提出させ、都道府県としても確認すること。） 漁業権の設定に伴い、どの組合員のどの漁業が、どのように影響を受けるのか、具体的に示しているか。
船舶の運航者等	<ul style="list-style-type: none"> 漁業権の漁場の区域又はその周辺において、船舶を航行し、停泊又は係留している事実があるか。 漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。
法律により土地を収用し又は使用することができる事業を行う者	<ul style="list-style-type: none"> 土地収用等ができる根拠法は何か。また、当該事業が当該法に基づく認定の対象になっているものであるか。

<p>水面の利用・開発をする事業者(過去に漁業権の放棄を伴う漁業補償を行った事業者を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none">・漁業権の設定に伴い、事業者が実施する事業にどのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。・過去に漁業補償を行っている場合、その内容はどのようなものであるか。・漁業権の設定が、過去の漁業補償とどのように関係するか、具体的に示しているか。
---	--